

別記様式第 11 号（第 7 条の 2 関係）（平16公安規 1 ・追加、令元公安規 3 ・一部改正）
（表）

確 認 証 明 書		
交 付 番 号		
交 付 年 月 日	年	月 日
氏 名 又 は 名 称		
住 所		
法人にあつては、 その代表者の氏名		
製造又は検査を行う 事業所の所在地		
製造する遊技機の種類		
上記の者は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 7 条の 2 第 1 項の確認を受けた者であることを証する。		
年 月 日		
公安委員会 印		

(裏)

注意事項

- 1 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第4項の規定による届出をするときは、公安委員会にこの証明書を提出すること。
- 2 偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明するに至ったとき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第4項の規定による届出をしなかったとき又は当該届出に係る書類に虚偽の記載をしたことが判明するに至ったとき若しくは同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有しなくなったことが判明するに至ったときは、同条第6項の規定によりこの証明書に係る確認が取り消されることがある。
- 3 この証明書の交付の日から起算して3年が経過したとき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条の2第5項の規定による廃止の届出をしたとき、この証明書に係る確認が取り消されたときその他この証明書が不要になったときは、直ちに公安委員会に返納すること。
- 4 この証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに公安委員会に届け出て、再交付を受けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。